

まちづくりセンターいいじまホームページ広告協賛バナー掲載申込書

一般財団法人まちづくりセンターいいじま
理事長 箕浦悦夫 様 へ

まちづくりセンターいいじまホームページ広告協賛バナー掲載実施要綱の内容を承諾し、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

申込日	平成 年 月 日	
申込者 (広告主)	会社名	
	代表者名	
	所在地	〒
	連絡先	電話 () FAX ()
	業種	
	事業内容 取扱商品など	
(※) 申込者 (広告代理店)	会社名	
	代表者名	
	所在地	〒
	連絡先	電話 () FAX ()
担当者	氏名	
	連絡先	
	メールアドレス	

(注) 新規お申し込みの場合は事業内容のわかる資料(会社案内等)を添付してください。

(※) 広告代理店が申し込みの場合、記入してください。また、代理店の会社案内等も添付してください。

申込内容

リンク先URL	http://
掲載希望期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
掲載希望素材 (有・無)	なし・あり ()

(※) 制作素材がある場合は、データ形式(拡張子)又は現物かをご記入してください。

裏面に実施要綱の抜粋があります

まちづくりセンターいいじまホームページ広告協賛バナー掲載要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、『まちづくりセンターいいじま』ホームページ（以下「当サイト」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の基本原則）

第2条 当サイトに掲載する広告協賛はバナー広告（ウェブページに張る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへのリンクをすることができるものによる広告をいう。）とし、次の事項を兼ね備えなければならない。

- （1）広告の内容が社会的に信用度の高い情報であり、かつ、広告の表現は、それにふさわしい信頼性を持つものであること。
- （2）当サイトの広報媒体としての公共性、品位及び町民の信頼を損うおそれのないもので、町民に不利益が生じるおそれがないものであること。

（広告の掲載基準）

第3条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する広告（広告主の指定するリンク先のホームページを含む。）を掲載しないものとする。

- （1）政治性のあるもの
- （2）宗教性のあるもの
- （3）選挙に関するもの
- （4）意見広告
- （5）名刺広告
- （6）社会的問題についての主義主張
- （7）人権を侵害するおそれのあるもの
- （8）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類似するもの
- （9）青少年の健全育成に反するもの
- （10）求人広告
- （11）消費者保護の観点からふさわしくないもの
- （12）公序良俗に反するおそれがあるもの
- （13）当センターが当該広告の内容を推奨しているように受け取られるおそれのある表現のもの
- （14）不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反するもの
- （15）前各号のほか、国、長野県、町等が制定した関係諸法規に違反するもの
- （16）国、長野県、町から、広告主が営む業務に関して行政指導を受け、その改善が図られていない広告主の広告
- （17）その他当サイトへの掲載が適当でないと理事長が認めるもの

（広告の規格、掲載位置等）

第4条 広告の規格、掲載位置等は原則として次のとおりとする。

- （1）広告協賛バナー画像のサイズは、縦150ピクセル、横260ピクセルを原則とする。
- （2）形式はGIF、JPEG又はPNGとする。
- （3）画像が変化又は移動する場合は、目への負担が大きくなるように、また光感受性発作を誘発させないようにしなければならない。
- （4）掲載位置は、当サイトの各ページサイドエリアを原則とする。
- （5）同一の者が同時に2以上の枠に広告を掲載することはできない。

（広告の掲載期間）

第5条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告掲載期間中、当センターの都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は掲載期間の延長は行わない。

（広告掲載の優先順位）

第6条 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。ただし、3に該当する事業を営み、町外に事業所等を有する者の優先順位は、5に含まれるものとする。

- 1 国・政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類する者
- 2 公社・公団など、日本放送協会
- 3 町内の私企業のうち、公益性の高いもの〔(例) 水道・電気・ガス・新聞・放送・鉄道・バス・大学・短期大学・短期大学校・高等学校〕
町内に本店・支店を有する銀行、信用金庫、農業協同組合
- 4 町内に事業所等を有する者
- 5 町外に事業所等を有する者

（広告掲載の申込み等）

第7条 広告主が広告掲載を申込み場合は、当センターが広告枠の契約を締結している事業者と広告主とが、内容、掲載時期、掲載データの作成、掲載料の支払等、当該広告の掲載に係る一切の手続を行うものとする。

（広告内容の修正、掲載の取消等）

第8条 理事長は、広告の内容がこの要綱に違反していると認めるときは、当該広告の内容修正を求めることができる。

- 2 理事長は、前項の内容修正がなされない場合は、掲載を取消することができる。
- 3 広告内容の修正及び取消により、広告主に損害が生じても、当センターは一切の責任を負わない。

（当センターの行う広報活動と広告主との関係）

第9条 理事長は、広告主及び広告主の指示による者からの働きかけ等に応じて、広報活動上のいかなる便宜も図ってはならないものとする。